

第2章 主要統計

(1) 審査・審判の審査・審理期間 審査（ファーストアクション期間）

	2000年	2001年	2002年
特許・旧実用新案	21ヶ月	22ヶ月	24ヶ月
意匠	9ヶ月	9ヶ月	8ヶ月
商標	11ヶ月	11ヶ月	9ヶ月

注：ファーストアクション期間は、出願・審査請求から、審査官による審査結果の最初の通知（主に特許（登録）査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送されるまでの期間である。

問い合わせ先：調整課、意匠課、商標課

審判

(a) 権利付与前の審判（拒絶査定不服審判等）（ファーストアクション期間）

	2000年	2001年	2002年
特許・旧実用新案	19ヶ月	18ヶ月	19ヶ月
意匠	27ヶ月	17ヶ月	15ヶ月
商標	19ヶ月	20ヶ月	24ヶ月

注：ファーストアクション期間は、審判請求から、審判官による審理結果の最初の通知（主に審決又は拒絶理由通知書）が請求人等へ発送されるまでの期間である。

(b) 異議（審理期間）

	2000年	2001年	2002年
特許・旧実用新案	11ヶ月	12ヶ月	13ヶ月
商標	7ヶ月	9ヶ月	11ヶ月

(c) 権利付与後の審判（無効審判、訂正審判、取消審判等）（審理期間）

	2000年	2001年	2002年
特許・旧実用新案	12ヶ月	12ヶ月	10ヶ月
意匠	11ヶ月	11ヶ月	9ヶ月
商標	13ヶ月	12ヶ月	11ヶ月

問い合わせ先：審判課